

(様式4 実施結果の公表)

つくば市文化財保存活用計画（案）の  
パブリックコメント手続の実施結果

平成31年3月  
つくば市教育局 文化財課

## ■ 意見集計結果

平成30年12月7日から平成31年1月7日までの間、つくば市文化財保存活用計画(案)について、意見募集を行った結果、1人から2件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(含む団体)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	1人
合計	1人

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

※ 意見等が計画の特定の部分に限定されていないため、意見の内容により区分して、市の考え方を示します。

### ○ 資料のデジタルアーカイブ化 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	資料をデジタルアーカイブ化し、データベースを研究者などが外部から検索可能なようにしてほしい。	1件	36頁で「データベース化」について触れています。
2	アーキビストの育成や、ライブラリアン、アーキビスト、キュレーターとの連携、観光や芸術修復保存関連の人材確保を通じて、データベースを産業・観光・教育・芸術などで活用することを考えてほしい。筑波大もしくは文書館保存館などとの連携がほしい。	1件	関連分野については37頁で「市内の研究所・機関と'保存科学'等での分野で連携を図ります」としており、他分野との連携を検討していきます。

3	古文書など図書資料関連などは対象になるのか？	1件	4頁の表にあるとおり、歴史史料として扱っています。
---	------------------------	----	---------------------------

○ 古い建築の再利用 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	建築物にもよるが、古い建物を活かしたまま、リノベーションなどにより活用される建物として使えることを考えてほしい。	1件	5頁に記載した国登録制度や市地域認定制度は、御意見のとおり、緩やかな規制の中で古民家等を活用しながら伝えていくことをねらいとしたものです。

○ 計画の対象 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	大阪では万博の太陽の塔などを歴史建造物にしようという動きがあるが、つくばでも常磐新線や筑波宇宙センター発足、科学博等の資料を対象としたらどうか。	1件	36頁で「研究学園都市も含む近代以降の歴史資料」を対象としていくことを記載しており、御提案の案件の記録等についても検討していきます。
2	筑波大関連の芸術家などの作品や、デジタルアートメディアアート映像アートなども今後対象になるのか？	1件	芸術文化はこの計画の対象に含めておりませんが、市で現在作成中の「つくば市文化芸術推進基本計画」が対象としています。
3	次の50年を見越した持続可能な維持、継承、活用をしていかなければ、いずれ消失して減っていく一方なので重要な課題だ。	1件	御意見のとおり認識しており、1頁や30頁で取り上げています。
4	科学的文化遺産、多元的文化（国際性、旧、新、新々住民、2世代3世代目などや地域ごとなど）を扱ったつくばらしいものは、今後対象になるのか？	1件	1と同じく、36頁で「研究学園都市も含む近代以降の歴史資料」を対象としていくことを記載しており、市の歴史に関するものは対象と考えています。

○ 活用の事例 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	活用事例としてワークショップや市民展、自主企画展などの開催をしたらどうか。	1件	全体にわたり文化財保存活用への市民参加を特色としています。具体的な実施手法として参考とさせていただきます。

2	<p>地元住民だけでなく旅行者や留学生でも好きな時に始め、好きな期間で見られる通信制大学のようなアーカイブ学、図書館情報学、展示学、保存学、修復学、学芸員、などの講義の聴講用 DVD、テキストの閲覧や販売を通し、学習施設としての機能を持たせ、検定試験も実施してほしい。将来的には大学などの単位認定にも繋げてほしい。</p>	1 件	<p>市の文化財行政の範疇を超える部分もありますが、デジタルアーカイブ化による関係機関との連携に通じる提案でもあり、実施手法として参考とさせていただきます。</p>
3	<p>広報、宣伝方法について、SNS 発信などを活用してほしい。例えば#（ハッシュタグ）をつけて写真を SNS に投稿してもらったらいのでは。</p>	1 件	<p>御意見のとおりにつけており、27 頁で SNS 活用を含む周知方法は大きな課題として記載しており、周知方法の改善は 39 頁で述べています。</p>
4	<p>催事でのスポンサーや後援、発注先について、近隣商店などとコラボカフェなどのイベント活用や、地元クリエイターと地元企業とでコラボグッズ等を作成して活用化することで、より市民に身近にできないか？</p>	1 件	<p>様々な団体との連携については 39 頁で記載したとおりで、経済的支援も念頭に入っています。</p>
5	<p>そのほか、活用に関する以下の提案をいただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示での文字やふりがな</li> <li>・ポケモン GO などとのコラボ</li> <li>・記念写真が撮れるコーナー</li> <li>・会場限定品の設置</li> <li>・展示の導線や配置等の手法</li> <li>・アニメ、マンガ、ゲームなどとのコラボ展示とその手法</li> <li>・作家展、個人記念館の常設展</li> </ul>	1 件	<p>全体方針を定めることが主目的となるこの計画で記載することはできず、芸術文化が主となる事業も対象外となりますが、文化財分野との連携及び展示の実施手法として、参考とさせていただきます。</p>

## ■ 修正の内容

策定懇話会や文化財保護審議会、教育委員会での意見、事務局での見直しにより、以下を修正します。また、元号等の表記につきましては、すべて和暦・西暦の併記に改めます。

### ○ はじめに について

計画内容が決まったことを受けて謝辞を追加します。

修正前	修正後
<p>…持続可能な都市である「世界のあしたが見えるまち」へとつながります。</p>	<p>…持続可能な都市である「世界のあしたが見えるまち」へとつながります。</p> <p><u>最後に、本計画策定に際し御協力をいただいた、策定懇話会の委員各位、文化財所有・管理者、意識調査やパブリックコメントに意見をくださった皆様には、心から感謝の意を表します。</u></p>

### ○ 第1章第2節 2頁 計画の関連図 について

つくば市の例規の欄につくば市認定地域文化財規則を追加します。

修正前	修正後
<p>つくば市条例 つくば市文化財保護条例 つくば市文化財展示施設条例</p>	<p><u>つくば市条例</u> つくば市文化財保護条例 つくば市文化財展示施設条例 <u>つくば市認定地域文化財規則 など</u></p>

### ○ 第1章第4節 5頁 2. 指定文化財等について について

国の指定・登録以外の制度について概略を追加します。

修正前	修正後
<p>…規制は緩やかです。つくば市には…</p>	<p>…規制は緩やかです。</p> <p><u>そのほか近年では、国が記録を残すべき無形民俗文化財を選択する制度や、文化財修理の材料の生産地を選定する制度も加わっています。</u></p> <p>つくば市には…</p>

### ○ 第2章第3節 17頁 つくば市の指定等文化財一覧 について

国指定文化財の移動に伴い、表中に1件を追加、表の註に追記します。

修正前	修正後
<p>国 6 工芸品太刀 銘備州長船住景光 S25. 8. 29 県 1 史跡八幡塚 S12. 3. 9</p>	<p>国 6 工芸品太刀 銘備州長船住景光 S25. 8. 29 <u>国 7 天然記念物タンチョウ S27. 3. 29</u></p>

	県1 史跡八幡塚 S12. 3. 9
※旧町村時の指定順	※※旧町村時の指定順・ただし6・7は指定後に市内へ移動

○ 第3章第1節 20頁 課題 について

遺跡地図に関する課題を、23頁の第2節3の埋蔵文化財保存の課題へ移動しました。

修正前	修正後
20頁 2. 埋蔵文化財 課題 ・計画は現在ありません。 そのほか、遺跡の所在や範囲を示した遺跡地図を平成13年度(2001)に刊行し、配布してきましたが、平成14年度(2002)合併の荃崎地区が分冊となっていることや、遺跡の追加や変更範囲が重なってきたことで、使い勝手に難が生じてきています。	・計画は現在ありません。 <del>そのほか、遺跡の所在や範囲を示した遺跡地図を平成13年度(2001)に刊行し、配布してきましたが、平成14年度(2002)合併の荃崎地区が分冊となっていることや、遺跡の追加や変更範囲が重なってきたことで、使い勝手に難が生じてきています。</del>
23頁 4. 埋蔵文化財 課題 ・増員を図る必要があります。 また、出土文化財管理センターは…	・増員を図る必要があります。 <del>また、遺跡の所在や範囲を示した遺跡地図を平成13年度(2001)に刊行し、配布してきましたが、平成14年度(2002)合併の荃崎地区が分冊となっていることや、遺跡の追加や変更範囲が重なってきたことで、使い勝手に難が生じてきています。</del> また、出土文化財管理センターは…

○ 第3章第2節 22～24頁の細節の順番 について

現状・課題と施策の対応を明確にするため、細節の順番を入れ替えます。

修正前	修正後
1. 指定等文化財 2. 民間所有文化財保存への支援 3. 史跡の保存 4. 埋蔵文化財	1. 指定等文化財 2. 史跡の保存 3. 埋蔵文化財 4. 民間所有文化財保存への支援

○ 第3章第2節 23頁 現状 について

保管施設に関する現状を、29頁第3節4の維持・管理の現状へ移動します。

修正前	修正後
23頁 4. 埋蔵文化財 課題	

<p>…発掘調査件数は増加傾向にあります。 また、発掘調査での出土品は整理（保存）箱で1万箱を超えており、保管施設である出土文化財管理センターのほか、臨時的に旧山口小学校校舎の一部を使用し保管しています。</p>	<p>…発掘調査件数は増加傾向にあります。 <u>また、発掘調査での出土品は整理（保存）箱で1万箱を超えており、保管施設である出土文化財管理センターのほか、臨時的に旧山口小学校校舎の一部を使用し保管しています。</u></p>
<p>29頁 4. 維持・管理 課題 …修繕等を行っています。</p>	<p>…修繕等を行っています。 <u>また、発掘調査での出土品は整理（保存）箱で1万箱を超えており、保管施設である出土文化財管理センターのほか、臨時的に旧山口小学校校舎の一部を使用し保管しています。</u></p>

○ 第3章第2節 23頁 課題 について

保管施設に関する課題を、29頁第3節4の維持・管理の課題へ移動します。

修正前	修正後
<p>23頁 4. 埋蔵文化財 課題 …増員を図る必要があります。 また、出土文化財管理センターは、遺跡などからの出土品類の保管と発掘その他の各種調査の拠点となる施設でありながら、収蔵量は限界を超えており、適切な保管が難しくなっています。膨大な出土品のみならず、古文書や民具、その他の各種文化財の収蔵スペースが絶対的に不足しており、使い勝手が良い保管場所が必要となっています</p>	<p>…増員を図る必要があります。 <u>—また、出土文化財管理センターは、遺跡などからの出土品類の保管と発掘その他の各種調査の拠点となる施設でありながら、収蔵量は限界を超えており、適切な保管が難しくなっています。膨大な出土品のみならず、古文書や民具、その他の各種文化財の収蔵スペースが絶対的に不足しており、使い勝手が良い保管場所が必要となっています</u></p>
<p>29頁 4. 維持・管理 課題 …協議・調整が必要になります。また、金田官衙遺跡に…</p>	<p>…協議・調整が必要になります。 <u>また、出土文化財管理センターは、遺跡などからの出土品類の保管と発掘その他の各種調査の拠点となる施設でありながら、収蔵量は限界を超えており、適切な保管が難しくなっています。膨大な出土品のみならず、古文書や民具、その他の各種文化財の収蔵スペースが絶対的に不足しており、使い勝手が良い保管場所が必要となっています。また、金田官衙遺跡に…</u></p>

○ 第3章第3節 26 頁 文化財展示施設等の概要 について

区画整理事業に伴う地番変更があったため、表中の住所 1 箇所を訂正します。

修正前	修正後
(桜歴史民俗資料館) つくば市金田 1658-1 電話 029-857-6409	(桜歴史民俗資料館) <u>つくば市流星台 61-1</u> 電話 029-857-6409

○ 第3章第3節 27 頁 課題 について

保管場所に関する記述が複数箇所に分散しているため、削除して整理します。

修正前	修正後
<p>…きていると考えられます。さらに、展示施設とは別に、文化財の保管場所は緊急に必要な課題です。</p> <p>そのほか、常設展示の内容に…</p>	<p>…きていると考えられます。<del>さらに、展示施設とは別に、文化財の保管場所は緊急に必要な課題です。</del></p> <p>そのほか、常設展示の内容に…</p>

○ 第3章第3節 29 頁 課題 について

金田官衙遺跡に関する記述が複数箇所に分散しているため、削除して整理します。

修正前	修正後
<p>…協議・調整が必要になります。また、金田官衙遺跡についても、保存活用計画を策定しておくことが求められており、平成33年度(2021)に保存用地買収事業が完了した後の活用方法を検討することが課題となっています。</p>	<p>…協議・調整が必要になります。<del>また、金田官衙遺跡についても、保存活用計画を策定しておくことが求められており、平成33年度(2021)に保存用地買収事業が完了した後の活用方法を検討することが課題となっています。</del></p>

○ 第4章第1節 31 頁 について

負の歴史に関する記述は唐突で、自明の内容でもあるため、削除して整理します。

修正前	修正後
<p>…示したものです。なお、歴史には「負の遺産」もあって、誇れない場合もありますが、負の歴史から目をそらさずに伝えていくことは大切だと考えます。</p> <p>基本方針は、…</p>	<p>…示したものです。<del>なお、歴史には「負の遺産」もあって、誇れない場合もありますが、負の歴史から目をそらさずに伝えていくことは大切だと考えます。</del></p> <p>基本方針は、…</p>

○ 第4章第3節 35 頁 事務事業評価との対応表 について

既存事業との対応関係に誤りがあったため、訂正します。

修正前	修正後
2 文化財を適切に後世に伝える 2 史跡保存事業	2 文化財を適切に後世に伝える 2 史跡保存事業



15 小田城跡 15-01 小田城跡保存 17 金田官衙遺跡 17 金田官衙遺跡保存・活用	15 小田城跡 15-01 小田城跡保存 15-02 小田城跡保存整備委員会 17 金田官衙遺跡 01 金田官衙遺跡保存・活用
2 文化財を適切に後世に伝える 4 民間所有文化財支援事業 13 文化財維持管理 13-02 民有文化財補助 15 小田城跡 15-02 小田城跡保存整備委員会 15-03 小田城跡確認調査	2 文化財を適切に後世に伝える 4 民間所有文化財支援事業 13 文化財維持管理 13-02 民有文化財補助 <del>15 小田城跡</del> <del>15-02 小田城跡保存整備委員会</del> <del>15-03 小田城跡確認調査</del>
3 文化財を市民のために活用する 4 文化財展示施設管理事業 16 文化財展示施設管理 17 金田官衙遺跡	3 文化財を市民のために活用する 4 文化財展示施設管理事業 16 文化財展示施設管理 <del>17 金田官衙遺跡</del>

○ 第5章第1節 36頁 1-2.埋蔵文化財調査事業 について

既存事業との対応関係に誤りがあったため、訂正します。

修正前	修正後
予算事業名 12. 文化財調査事業	予算事業名 12. 文化財調査事業 <u>15. 小田城跡事業</u>

○ 第5章第1節 38頁 2-2.史跡保存事業 について

金田官衙遺跡に関する記載を、39頁 3-4.文化財展示施設管理事業から移動します。

修正前	修正後
38頁 2-2. 史跡保存事業 (新規開始等取組欄の記載なし)	<u>新規開始・充実・強化を図る取組</u> ・平成33年度(2021年度)で土地買収が終了する金田官衙遺跡について、今後の維持管理や活用方針等の将来像を定める保存活用計画の策定を検討します。
41頁 3-4.文化財展示施設管理事業 新規開始・充実・強化を図る取組 …着手します。 ・平成33年度(2021年度)で土地買収が終了する金田官衙遺跡について、今後の維持管理や活用方針等の将来像を定める保存活用計画の策定を検討します。	新規開始・充実・強化を図る取組 …着手します。 <del>・平成33年度(2021年度)で土地買収が終了する金田官衙遺跡について、今後の維持管理や活用方針等の将来像を定める保存活用計画の策定を検討します。</del>

・意識調査でも・・	・意識調査でも・・
-----------	-----------

○ 第5章第1節 38頁 2-4.民間所有文化財支援事業 について

既存事業との対応関係に誤りがあったため、訂正します。

修正前	修正後
予算事業名 13. 文化財維持管理事業 15. 小田城跡事業	予算事業名 13. 文化財維持管理事業 <del>15. 小田城跡事業</del>

○ 第5章第1節 39頁 3-1.文化財普及・周知事業 について

展示施設のあり方に関する記載を、41頁 3-4. 文化財展示施設管理事業から移動します。

修正前	修正後
38頁 3-1. 文化財普及・周知事業 新規開始・充実・強化を図る取組 ・市ウェブページ内容更新・・	新規開始・充実・強化を図る取組 ・意識調査でも多様な意見があった展示施設のあり方を多角的に調査し、将来的な統一的文化財施設の設置や展示施設の統廃合の要否について検討します。 ・市ウェブページ内容更新・・
41頁 3-4. 文化財展示施設管理事業 新規開始・充実・強化を図る取組 ・策定を検討します。 ・意識調査でも多様な意見があった展示施設のあり方を多角的に調査し、将来的な統一的文化財施設の設置や展示施設の統廃合の要否について検討します。	新規開始・充実・強化を図る取組 ・策定を検討します。 ・意識調査でも多様な意見があった展示施設のあり方を多角的に調査し、将来的な統一的文化財施設の設置や展示施設の統廃合の要否について検討します。

○ 第5章第1節 40頁 3-3.文化財サポーター事業 について

既存事業との対応関係に誤りがあったため、訂正します。

修正前	修正後
予算事業名 (空欄)	予算事業名 <del>18. 歴史文化教育・活用事業</del>

○ 第5章第1節 41頁 3-4.文化財展示施設管理事業 について

既存事業との対応関係に誤りがあったため、訂正します。

修正前	修正後
予算事業名 18. 歴史文化教育・活用事業	予算事業名 <del>18. 歴史文化教育・活用事業</del> 16. 文化財展示施設管理事業

○ 第5章第1節 42・43 頁 施策の着手の計画年度表 について

施策間での取組の記載の移動に伴い、取組の位置を訂正します。

修正前	修正後
3-4 文化財展示施設管理事業・中期 金田官衙遺跡保存活用計画策定を検討	2-2 史跡保存事業・中期へ移動
3-4 文化財展示施設管理事業・後期 展示施設のあり方を多角的に調査 統一的文化財施設や施設の統廃合等の 要否の方針検討	3-1 文化財普及・周知事業・後期へ移動

○ 第6章 45 頁 2.. 市民や他機関との連携 について

文化財サポーターの位置付けを追加します。

修正前	修正後
…図っていきます。	…図っていきます。 <u>また、文化財サポーターを育成・組織し、 市民が様々な事業に参加する機会を作っ ていきます。</u>

○ 資料1 49 頁 2. 経過 について

計画内容が決まったことを受けて、パブリックコメント以降の決定までの経過（見込みを含む）を追加します。

修正前	修正後
また、計画案については、市文化財保護審議会、市教育委員会にも意見を求めました。	また、計画案については、市文化財保護審議会、市教育委員会にも意見を求めた <u>ほか、パブリックコメントを実施して市民の意見を募集しました。このようにして作成した計画案は、教育委員会の議決をもって決定しました。</u>
(一覧表前略) 平成 30 年 10 月 31 日、教育委員会 10 月定例会、パブリックコメント案について (以下余白)	(一覧表前略) 平成 30 年 10 月 31 日、教育委員会 10 月定例会、パブリックコメント案について <u>平成 30 年 11 月 13 日、11 月庁議、パブリックコメント案について</u> <u>平成 30 年 12 月 7 日～平成 31 年 1 月 7 日、パブリックコメント実施、</u> <u>平成 31 年 1 月 21 日、第 5 回文化財保存活用計画策定懇話会、パブリックコメントの結果及び最終案について</u>

	平成 31 年 1 月 28 日、第 3 回文化財保護審議会、パブリックコメントの結果及び最終案について
	平成 31 年 1 月 29 日、教育委員会 1 月定例会、パブリックコメントの結果及び最終案について
	平成 31 年 2 月 25 日、教育委員会 2 月定例会、計画の議決（策定完了）

○ 資料5 61 頁 用語集 について

「遺跡地図・地名表」に内容が関連する「分布調査」を統合します。

修正前	修正後
<p>遺跡地図（・地名表）</p> <p>遺跡分布調査の結果をもとに、遺跡の所在地をまとめたものを遺跡地図と呼び、それに付随した遺跡の名称や概略をまとめたものを地名表と呼ぶ。</p>	<p><del>遺跡地図（・地名表）</del></p> <p>遺跡の所在地を地図に記したものを遺跡地図と呼び、それに付随した遺跡の名称や概略をまとめた表を地名表と呼ぶ。<u>遺跡の所在や範囲は、発掘調査がなされている場合はその成果により判断しているが、多くの場合は土器等の散布や地形として残る古墳・城跡等の痕跡の有無を現地の地表面観察で判断する、遺跡分布調査によって判断している。</u></p> <p><del>遺跡分布調査の結果をもとに、遺跡の所在地をまとめたものを遺跡地図と呼び、それに付随した遺跡の名称や概略をまとめたものを地名表と呼ぶ。</del></p>

○ 資料5 61 頁 用語集 について

一般への理解度が低い用語について追加します。

修正前	修正後
(記載なし)	<p><u>S D G s ( Sustainable Development Goals、エスディーゼズ)</u></p> <p><u>平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された平成 42 年 (2030 年) を達成期限とする、国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットが盛り込まれた‘持続可能な開発目標’。11 番目の目標‘住み続けられるまちづくりを’ (都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能</u></p>

	<p>にする) の中のターゲット4が「世界の文化遺産および自然遺産の保全・開発制限取り組みを強化する」となっている。</p> <p>SDGs では、すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しており、地方創生の観点から、地方公共団体にも SDGs の達成に率先して取り組むことが期待されている。つくば市は平成 30 年（2018 年）2 月に「持続可能都市ビジョン」を公表、3 月には市議会で「つくば市政に SDGs（持続可能な開発目標）の理念を反映するための取組を求める決議」が可決されている。さらに、「つくば SDGs 未来都市先導プロジェクト」を提案し、6 月に茨城県内唯一の「SDGs 未来都市」として選定された。</p> <p>現在、つくば市は「SDGs 未来都市」として持続可能なまちづくりのための取組を全国に先駆けて推進しており、市が掲げた「持続可能都市ビジョン」を平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間で実現することを目指している。</p>
--	--

○ 資料5 61 頁 用語集 について

誤解が多い行政・国民（市民）・所有者の役割について、法令等を抜粋して掲載します。

修正前	修正後
(記載なし)	<p>行政・国民（市民）・所有者の役割</p> <p><u>文化財の保護にあたって、法令では以下に抜粋したとおり、行政・国民（市民）・所有者の役割が定められている。</u></p> <p>◎文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日。法律第 214 号）</p> <p><u>（政府及び地方公共団体の任務）</u></p> <p><u>第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの</u></p>

	<p>であることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。</p> <p><u>(国民、所有者等の心構)</u></p> <p>第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。</p> <p>2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。</p> <p>3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。</p> <p>◎つくば市文化財保護条例（昭和 63 年 1 月 31 日。条例第 75 号）。</p> <p><u>(市民の心構え)</u></p> <p>第3条 市民は、市がこの条例の規定に基づき行う措置に誠実に協力しなければならない。</p> <p>2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、この条例の執行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。</p> <p>◎「つくば市認定地域文化財」制度（平成 24 年 11 月 30 日。教委規則第 10 号）</p> <p><u>(管理)</u></p> <p>第5条 つくば市認定地域文化財の管理は、所有者等が行うものとする。</p>
--	---

○ 資料5 62頁 用語集 について

担当課の意見により「ジオパーク」の解説を全面改定します。

修正前	修正後
<p>ジオパーク</p> <p>地球科学的に価値の高いもしくは景観として美しい地形・地質や生物・生態系を保護するとともに、教育やツーリズム、防災活動などに活用し、持続可能な地域振興に寄与することを目的とし、「大地の公園」とも呼ばれる。</p>	<p>ジオパーク</p> <p><u>「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいう。大地（ジオ）の上に広がる、動植物や生態系（エコ）の中で、私たち人（ヒト）は生活し、文化や産業などを築き、歴史を育んでいる。ジオパークでは、これらの「ジオ」「エコ」「ヒト」の3つの要素のつながりを楽しく知ることができる。「筑波山地域ジオパーク」は、つくば市・石岡市・笠間市・桜川市・土浦市・かすみがうら市の6市をエリアとしており、筑波山や霞ヶ浦、関東平野などの地形や地質のほか、それらと関連した歴史や文化も構成要素となっている。</u></p> <p><u>地球科学的に価値の高いもしくは景観として美しい地形・地質や生物・生態系を保護するとともに、教育やツーリズム、防災活動などに活用し、持続可能な地域振興に寄与することを目的とし、「大地の公園」とも呼ばれる。</u></p>

○ 資料5 62頁 用語集 について

「整理（保管箱）」の内容に追記します。

修正前	修正後
<p>整理（保管箱）</p> <p>古文書や出土遺物を適切に整理・保管するための箱のこと。</p>	<p>整理（保管箱）</p> <p><u>古文書や出土遺物を適切に整理・保管するための箱のこと。つくば市では、古文書は42 cm×34 cm×31 cmの紙製文書保管箱を、出土遺物は61 cm×38 cm×22 cmのプラスチック製コンテナを基本に、使用している。</u></p>

○ 資料5 62頁 用語集 について

つくば市の独自事業「ちびっ子博士」について追加します。

修正前	修正後
(記載なし)	<p><u>ちびっ子博士事業</u></p> <p><u>つくば市教育委員会が市内の研究機関等の協力を得て夏休み期間中に実施している、小中学生を対象としたスタンプラリー。市内の研究所等を見学してスタンプを集めることで、ちびっ子博士に認定される。市の特色を活かした科学教育事業で、普段は公開していない研究所も見学できることから好評で、平成30年(2018年)には38施設が対象となり、市内外からのべ113,400名の参加があった。平沢官衙遺跡・小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館、谷田部郷土資料館も対象施設となっている。</u></p>

○ 資料5 62頁 用語集 について

「廃校」の記載全体を削除します。

修正前	修正後
<p>廃校</p> <p>閉校や統廃合などにより廃した学校のこと。公共施設の誘致や民間活用などによる地域活性化につなげていくため、地元住民の意向を尊重して、廃校利用が検討されている。</p>	<p><u>廃校</u></p> <p><u>閉校や統廃合などにより廃した学校のこと。公共施設の誘致や民間活用などによる地域活性化につなげていくため、地元住民の意向を尊重して、廃校利用が検討されている。</u></p>